

望海苑施設介護報酬部分（1ヶ月31日にて算定）

○利用者負担段階 4段階の方（介護保険 3割負担の場合）

要介護度	1日の単位	栄養マネジメント加算	精神科指導加算	日常生活支援体制	看護体制加算	協力医療機関連携加算	感染対策向上加算	科学的介護推進体制加算Ⅱ	生産性向上体制加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月の基本個人負担分	居住費(月)	食費(月)	自己負担合計(月)
1	682	11	5	46	35	(月)50	(月)15	(月)50	(月)10	3,398	83,017円	68,200円 (1日2,200円)	52,700円 (1日1,700円)	203,917円
2	753										90,545円			211,445円
3	828										98,496円			219,396円
4	901										106,235円			227,135円
5	971										113,657円			234,557円

○利用者負担段階 4段階の方（介護保険 2割負担の場合）

要介護度	1日の単位	栄養マネジメント加算	精神科指導加算	日常生活支援体制	看護体制加算	協力医療機関連携加算	感染対策向上加算	科学的介護推進体制加算Ⅱ	生産性向上体制加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月の基本個人負担分	居住費(月)	食費(月)	自己負担合計(月)
1	682	11	5	46	35	(月)50	(月)15	(月)50	(月)10	3,398	55,345円	68,200円 (1日2,200円)	52,700円 (1日1,700円)	176,245円
2	753										60,363円			181,263円
3	828										65,664円			186,564円
4	901										70,824円			191,724円
5	971										75,771円			196,671円

○利用者負担段階 4段階の方（介護保険 1割負担の場合）

要介護度	1日の単位	栄養マネジメント加算	精神科指導加算	日常生活支援体制	看護体制加算	協力医療機関連携加算	感染対策向上加算	科学的介護推進体制加算Ⅱ	生産性向上体制加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月の基本個人負担分	居住費(月)	食費(月)	自己負担合計(月)
1	682	11	5	46	35	(月)50	(月)15	(月)50	(月)10	3,398	27,672円	68,200円 (1日2,200円)	52,700円 (1日1,700円)	148,572円
2	753										30,182円			151,082円
3	828										32,832円			153,732円
4	901										35,412円			156,312円
5	971										37,886円			158,786円

○負担限度段階 3段階②の方（介護保険 1割負担の場合）

要介護度	1日の単位	栄養マネジメント加算	精神科指導加算	日常生活支援体制	看護体制加算	協力医療機関連携加算	感染対策向上加算	科学的介護推進体制加算Ⅱ	生産性向上体制加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月の基本個人負担分	居住費(月)	食費(月)	自己負担合計(月)
1	682	11	5	46	35	(月)50	(月)15	(月)50	(月)10	3,398	27,672円	42,470円 (1日1,370円)	42,160円 (1日1,360円)	112,302円
2	753										30,182円			114,812円
3	828										32,832円			117,462円
4	901										35,412円			120,042円
5	971										37,886円			122,516円

○負担限度段階 3段階①の方（介護保険 1割負担の場合）

要介護度	1日の単位	栄養マネジメント加算	精神科指導加算	日常生活支援体制	看護体制加算	協力医療機関連携加算	感染対策向上加算	科学的介護推進体制加算Ⅱ	生産性向上体制加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月の基本個人負担分	居住費(月)	食費(月)	自己負担合計(月)
1	682	11	5	46	35	(月)50	(月)15	(月)50	(月)10	3,398	27,672円	42,470円 (1日1,370円)	20,150円 (1日650円)	90,292円
2	753										30,182円			92,802円
3	828										32,832円			95,452円
4	901										35,412円			98,032円
5	971										37,886円			100,506円

○負担限度段階 2段階の方(介護保険 1割負担の場合)

要介護度	1日の単位	栄養マネジメント加算	精神科指導加算	日常生活支援体制	看護体制加算	協力医療機関連携加算	感染対策向上加算	科学的介護推進体制加算Ⅱ	生産性向上体制加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月の基本個人負担分	居住費(月)	食費(月)	自己負担合計(月)
1	682									3,398	27,672円	27,280円 (1日880円)	12,090円 (1日390円)	67,042円
2	753								3,707	30,182円	69,552円			
3	828	11	5	46	35	(月)50	(月)15	(月)50	(月)10	4,032	32,832円			72,202円
4	901									4,349	35,412円			74,782円
5	971									4,653	37,886円			77,256円

○利用者負担段階 1段階の方(介護保険 1割負担の場合)

要介護度	1日の単位	栄養マネジメント加算	精神科指導加算	日常生活支援体制	看護体制加算	協力医療機関連携加算	感染対策向上加算	科学的介護推進体制加算Ⅱ	生産性向上体制加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月の基本個人負担分	居住費(月)	食費(月)	自己負担合計(月)
1	682									3,398	27,672円	27,280円 (1日880円)	9,300円 (1日300円)	64,252円
2	753									3,707	30,182円			66,762円
3	828	11	5	46	35	(月)50	(月)15	(月)50	(月)10	4,032	32,832円			69,412円
4	901									4,349	35,412円			71,992円
5	971									4,653	37,886円			74,466円

※看護体制加算35単位 = 看護体制加算(Ⅰ)12単位 + 看護体制加算(Ⅱ)23単位

※高齢者施設等感染対策向上加算15単位=感染対策向上加算(Ⅰ)10単位+感染対策向上加算(Ⅱ)5単位

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)=所定単位数(基本サービス+加算)の14%に相当する単位数

(令和8年6月から介護職員等処遇改善加算(Ⅰ・ロ)となり、介護報酬の17.6%となります)

○その他の加算

初期加算	30単位 (入居日から30日まで)
療養食加算	6単位/回 (糖尿食・心臓食等。1日につき3回を限度)
看取り介護加算	死亡日1,280単位、死亡日前・前々日680単位、死亡日前4~30日144単位、死亡日前31~45日72単位
入院外泊時費用加算	246単位/日(入院翌日から1月6日を限度、月をまたぐ場合は最大12日)
退所時情報提供加算	250単位/回 医療機関へ退所される際に情報提供を行った場合(入院含む)
再入所時栄養連携加算	200単位/回 医療機関から再入居時に特別食等を提供する必要がある場合

○利用者負担段階

居住費・食費については、市町村民税非課税世帯等の方は申請により減額され、下記金額の負担となります。

＜令和8年7月まで＞

利用者負担段階	対象者	1日		月額合計 (1ヶ月31日計算)
		居住費	食費	
4段階	下記以外の方(市町村民税課税の方)	下記:預貯金要件		20,900円
3段階②	年金収入等120万円超	1,370円	1,360円	84,630円
3段階①	年金収入等80万円超120万円以下	1,370円	650円	62,620円
2段階	年金収入等80万円以下	880円	390円	39,370円
1段階	生活保護を受給している方等	880円	300円	36,580円

＜令和8年8月から＞

利用者負担段階	対象者	1日		月額合計 (1ヶ月31日計算)
		居住費	食費	
4段階	下記以外の方(市町村民税課税の方)	下記:預貯金要件		20,900円
3段階②	年金収入等120万円超	1,470円	1,420円	89,590円
3段階①	年金収入等80万円超120万円以下	1,370円	680円	63,550円
2段階	年金収入等80万円以下	880円	390円	39,370円
1段階	生活保護を受給している方等	880円	300円	36,580円

○高額介護サービス費

1か月の利用負担が下記金額を超えた場合、超えた分が申請により支給されます。

対 象 者	月額負担上限額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

(別紙①)

望海苑施設介護報酬部分

令和8年4月改正

要介護度	1日の単位	栄養マネジメント強化加算	精神科指導加算	日常生活支援体制	看護体制加算(Ⅰ)イ	看護体制加算(Ⅱ)イ	協力医療機関連携加算	感染対策向上加算(Ⅰ)	感染対策向上加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	生産性向上体制加算(Ⅱ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	居住費	食費
1	682	11	5	46	12	23	(月) 50	(月) 10	(月) 5	(月) 50	(月) 10	14.0% (R8.5月まで)	2,200円 (1日)	1,700円 (1日)
2	753													
3	828													
4	901													
5	971													

※料金表は別紙参照

※一定以上所得がある方の場合、自己負担2割、3割となります

※居住費・食費は、3段階以下国基準の減免があります

(令和8年8月から3段階①の方は食費680円に、3段階②の方は居住費1,470円・食費1,420円に変更となります)

<加算の詳細説明>

- ・栄養マネジメント強化加算は、管理栄養士を配置のうえ栄養ケア計画に従い、食事観察、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合
- ・精神科指導加算は、精神科医師による療養指導が月2回以上おこなわれている場合
- ・日常生活継続支援加算は、新規入居者のうち要介護4・5が70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上、痰吸引・経管栄養が必要な方が15%以上のいずれかと、介護福祉士の専門職が一定数以上いることの要件を満たしている場合
- ・看護体制加算(Ⅰ)イは、常勤の看護師を1名以上配置していること
- ・看護体制加算(Ⅱ)イは、常勤換算で看護職員を2名以上配置していること、施設の看護師により又は病院の看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること
- ・協力医療機関連携加算は、下記の通り、協力医療機関と情報共有を行い連携している場合
 - 1.入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している
 - 2.施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している
 - 3.入居者の病状が急変した場合等において、協力医療機関の医師が診療を行い入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保している
- ・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)は、医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること
- ・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)は、医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること
- ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)は、厚生労働省の指定するシステムへのデータ提出とフィードバックの活用により、ケアの質の向上を図ること
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、1年に一度、業務改善の取組の実績を示すデータの提供を行うこと
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は、介護職員の質の向上と賃金アップ等のための介護報酬の14.0%が加算(令和8年6月から介護職員等処遇改善加算(Ⅰ・ロ)となり、介護報酬の17.6%の加算となります)

◎科学的介護推進体制加算、生産性向上推進体制加算については、ケアの質の向上のため、取得したデータを国の指定するシステムに提出します。